

## 「教育実習」及び参加資格について

### 〔1〕教育実習の趣旨

教育実習は、教育職貞免許法施行規則第6条にもとづき、中学校または高等学校の教育の実際について観察、参加、実習を行うものである。

### 〔2〕教育実習の期間

大学における実習に関する全般的な指導を行う事前・事後講義等と、原則として「教育実習A」では120時間以上、「教育実習B」では60時間以上の教育活動全般にわたる実習校での実習を履修するものとする。

### 〔3〕教育実習の内容

教育実習は、実習校の実情に即した指導計画によって実施するものであるが、単に学習指導の実習だけではなく、実習校の教育活動全般について下記のような事項を学び、かつ、実習するものとする。

#### 1. 学校経営、学級経営、教育課程と指導計画、教育事務一般に関する理論と実践について学ぶ。

学校経営（校務分掌・教育組織・服務規定など）、学級経営（意義・目標・領域・計画・方法など）、教育課程の編成、指導計画、教育事務一般、学校安全、保健衛生、給食、図書館の運営、道徳教育、特別活動（学級・ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）、視聴覚教育、障害児教育、学校施設、学校と家庭・地域社会（PTA）など。

#### 2. 指導教諭より教科指導および生徒指導の実際について指導を受け、その理論、技術を学ぶ。

学習指導の計画、教材研究の仕方、学習指導案のたて方、学習指導の実際、生徒理解の方法、教育相談の技術、生徒の指導方法（集団・個別）、生徒の成績評価など。

#### 3. 学習指導の方法を実習する。

学習指導案の作成、実地授業、反省および批評（他の実習生の実地授業についての批評・反省を含む）。

#### 4. その他実習校で計画された実習事項。

### 〔4〕教育実習の評価

実習校の校長および指導教諭による評価と、教育実習ノート、実習関係のレポートおよび大学における実習講義の成績などをもって総合的に評価する。なお、成績の表示は最終的にS、A、B、C、Fの5段階で行い、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

### 〔5〕教育実習参加資格

「教育実習A」及び「教育実習B」の参加資格者は、第4学年度生で下記に該当する者とする。

#### 1. 翌年3月に卒業見込みかつ教育職貞免許状取得見込みの者

#### 2. 「教育実習A」「教育実習B」とも、下記の授業科目を第3学年度修了までに修得済みである者。ただし、第1次登録時では履修中であってもよい。

(1) 「日本国憲法A」「日本国憲法B」のうちのいずれか2単位（神・文・社会・経済・商学部）「日本国憲法」2単位（法・理工・総合政策・人間福祉学部）

(2) 教職に関する科目：「学校教師論」（神・文・社会・法・経済・商・理工・総合政策学部）「教職概論」（人間福祉学部）、「教育原論」、「発達・学習過程論」、「学校教育論」、「教科教育法基礎論」（神・文・社会・法・経済・商・理工・総合政策学部）「教育課程論」（人間福祉学部）以上各2単位の計10単位および実習教科の「教科教育法」4単位

ただし、実習教科の「教科教育法」4単位は次のとおりとする。

・実習教科が「宗教」「国語」「英語」「フランス語」「ドイツ語」「理科」「数学」の場合中学校1種免許状

取得希望者（同時に高等学校1種免許状を取得しようとしている場合を含む）は、該当教科の「教科教育法A・B・C」のうち、いずれか2科目4単位を修得のこと。

高等学校1種免許状のみ取得希望の者は当該教科の「教科教育法A・B」（計4単位）

を修得のこと。

- ・ 実習教科が「福祉」「商業」「情報」の場合当該教科の「教科教育法A・B」（計4単位）を修得のこと。
- ・ 実習教科が「社会」の場合「社会・地理歴史科教育法」「社会・公民科教育法」「社会科教育法」のうち、いずれか2科目4単位を修得のこと。
- ・ 実習教科が「地理歴史」「公民」の場合「地理歴史」については「社会・地理歴史科教育法」「地理歴史科教育法」（計4単位）を修得のこと。「公民」については「社会・公民科教育法」「公民科教育法」（計4単位）を修得のこと。
- ・ 実習教科が「保健体育」の場合「保健体育科教育法A・B・C・D」のうち、いずれか2科目4単位を修得のこと。

(3) 教科又は教職に関する科目：「人権教育論」2単位（神・文・社会・法・経済・商・理工・人間福祉学部）、「人権教育論」「差別と人権」のうちいずれか2単位（総合政策学部）

(4) 教科に関する科目：中学校1種又は高等学校1種の免許状取得に必要な科目及び単位を修得済であること。ただし、第3学年度修了までに実習教科の教科に関する科目12単位以上を修得していれば認められる。

3. 実習の期間に各学部における講義・実習及び演習を欠席しても差し支えない者

4. 教育実習にたえうる健康を保持する者

[6] 教育実習の実施及び諸手続き

#### 1. 教育実習の構成

教育実習は、実習講義、実習校との打ち合わせ会、実習校での実習などからなる。実習講義は本学において行い、実習校との打ち合わせ会、実習校での実習は所定の中学校・高等学校において実施する。

##### (1) 実習講義

実習講義は、教育実習に関する全般的な指導を含め、教育実習の内容について事前および事後に実施する。評価は、実習成績の一部となる。

##### (2) 実習校との打ち合わせ会

実習校との打ち合わせ会は、実習開始1週間前頃に実習校において実施されるので、各自実習校と連絡をとり実習に備える。

#### (3) 実習校での実習

実習校での実習は、中学校または高等学校の教育活動全般について、観察・参加・実習を行う。内容については、それぞれの実習校の実情に即して、教育実習の指導計画が編成されている。

#### 2. 実習校への依頼について

教育実習は、原則として自己の出身中学校、または高等学校において実施される。実習希望者各自が個別に依頼にあたり、内諾を得た上で、本学から正式に実習を依頼する。

なお、転宅や実習教科がないなどの理由により、出身校での実習が困難な場合は、相談のうえ本学の指定する中学校または高等学校で教育実習を行うものとする。

#### 3. 実習講義と実習時期

(1) 講義は事前および事後に実施するが、詳細については、掲示で通知する。

(2) 講義を受講しない者は、実習参加の資格を失う。

(3) 実習時期は原則として6月または9月における実習校の定めた期間とする。ただし、実習校の年間行事計画の都合によりこの期間以外に実施されることもある。

4. 実習申込手続き（以下の日程は予定であり、詳細は掲示で通知する。期限内に手続きしない場合は実習に参加できない。）

(1) 第3学年度生（次年度教育実習履修予定者）の手続き

—  
教育実習オリエンテーション（教育実習の概略）

4月上旬～中旬実施。実習参加の心構えについて、「教育実習依頼書」の配付、実習依頼に関する説明等をうける。

「教育実習内諾通知書」の提出

各自で実習校に依頼の上、学校長の内諾通知書を受領し、10月下旬までに教職教育研究センターへ提出する。

教育実習オリエンテーション（教育実習の概略）

10月上旬～中旬実施△教育実習受け人

れ校の実状等全般的説明、各種関係書類の配付、諸手続きの説明等をうける。

#### 教育実習第1次登録

10月中旬～下旬、第1次登録票等の提出を行う。

(2) 第4学年度生(当年度教育実習履修予定者)の手続き

#### 教育実習第2次登録

4月上旬、第2次登録票等の提出、教育実習委託費の納入を行う。(いったん納入した委託費は一切返還しない。)

また、「学研災付帯賠償責任保険Bコース」に加入する。(加入料は自己負担。)なお、第2次登録は第1次登録を終了し、教育実習参加資格を有するものに限る。すでに内諾を得ている着で実習を辞退する場合は、すみやかに教職教育研究センターおよび実習校に連絡すること。

(3) 交換留学・認定留学する場合の手続き

「教育実習」は、通年科目であり、実習校での実習のみならず、教育実習オリエンテーション及び実習講義への出席・教員採用試験受験等が必須条件となっている。これらの手続きをみれなく行うため、特に3・4年次に留学することが決定した場合は、すみやかに所属学部及び教職教育研究センターに届け出て指示をうけること。